

ライフステージの 各段階における施策

第1節 結婚前

1 ライフプランニング支援

(ライフプランニング支援)

ライフプランニング支援の充実

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。情報提供の一環として、地方公共団体の結婚・妊娠・出産・育児支援の取組の事例集作成、妊娠・出産に関する医学的・科学的に信頼できる情報の関連リンク集の作成等を行い、ホームページに掲載している。

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連携しながら、高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」を作成し、2018年11月に地方公共団体等に周知を図った。

さらに、文部科学省では2019年度より「次世代のライフプランニング教育推進事業」を実施し、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムの開発を行った。

学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高校生向けの健康教育に関する啓発教材「健康な生活を送るために」において、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んでいる¹。

性に関する科学的な知識の普及

「生涯を通じた女性の健康支援事業」では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」においては、性感染症は、10歳代半ばから20歳代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあっては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学校教育においては、体育科、保健体育科を中心に学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じ、性に関する科学的な知識が身に付くよう指導している。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理

1 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的としており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にする心情を育むことや、子育てや心の安らぎなどの家族・家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的により良い生活を工夫できる資質・能力を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連する教科等を中心に、家族・家庭の意義や役割への理解を深める教育がなされている。

2017年3月に小・中学校学習指導要領を、2018年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、例えば、小学校家庭科では、家庭生活が家族の協力によって営まれていること、中学校技術・家庭科では、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があること、高等学校家庭科では、家族・家庭の機能や子育て支援などについて、教育内容の充実が図られたところである。

・乳幼児と触れ合う機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、触れ合うことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成している。

ライフイベントを踏まえたキャリア教育の推進

初等中等教育段階においては、子供たちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育の推進が求められている。

文部科学省では、関係省庁等とも連携し、学校におけるキャリア教育・職業教育を推進している。具体的には、教員向けの手引き等の配布や研修用動画の配信、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材としてキャリア・パスポートの例示資料等を作成し、都道府県教育委員会等に周知するなど、学校における体系的なキャリア教育の充実を図っている。また、文部科学省が運営するホームページ「学校と地域でつくる学びの未来¹」において、地域・社会や産業界等が行う教育プログラムの情報を提供するなど、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けた取組を行っている。

このほか、2017年度から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している。

また、2011年度より文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省合同で「キャリア教育推進連携シンポジウム」を毎年開催し、キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められる学校等に対し文部科学大臣表彰、先進的な教育支援活動を行う企業・経

1 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

済団体等に対し経済産業大臣表彰（「キャリア教育アワード」）を行い、同時に、学校、地域の産業界及び地方公共団体等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を文部科学省及び経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を行っている（2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。）。

文部科学省では、2010年に「大学設置基準」（昭和31年10月22日文部省令第28号）等を改正し、2011年度から、全ての大学と短期大学において、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うよう取り組むこととなっている。2016年度に学部段階においてキャリア教育を実施している大学数は713大学（97%）となっており、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設については2009年の491大学（67%）から643大学（87%）となっている。

学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子供や家族・家庭について考え、子供と共に育つ機会を提供するとともに、国民一人一人が家族・家庭や子育ての意義について理解を深められるようにすることが重要である。学校教育においては、子供たちに乳幼児との触れ合いの機会を提供し、将来親となった際に必要となる子育ての態度を育てるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係する教科等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、家庭や地域における取組としては、男女で協力して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて保護者が理解を深められるよう、文部科学省では、地域の多様な

人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（仕事と子育ての両立や、命の大切さ、思いやりをテーマとした講座の実施などを含む）を推進するため、当該取組に対する補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

2 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備

（若い世代のライフイベントを応援する環境の整備）

若い世代の結婚・出産・育児を妨げない労働環境の整備

働き方の多様化や結婚・出産・育児といったライフイベントが職業キャリアにもたらす環境変化に対応していくためには、若い世代のキャリア形成を支援していくことが必要であり、キャリアコンサルティングを通じたキャリアプランの設計を支援することが重要である。このため、厚生労働省では、若年者を含む労働者のキャリア形成を支援するため、2020年度からキャリア形成サポートセンターを設置し、本事業等を通じて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会の提供に取り組んでいる。

また、労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を支援する教育訓練給付制度の給付対象講座の検索システムにおいて、講座ごとに女性の人数を掲載することで、女性の割合が高い講座を検索できるよう整備し、2020年度から運用している。

（多様なロールモデルの提示）

ロールモデルの提示

起業やNPO、地域活動など様々な分野で活躍している、身近な女性のモデルを示すことによって、女性が活躍する機運を高めていくため、「女性のチャレンジ賞」（内閣府特命担

当大臣（男女共同参画）表彰）を実施した。

（経営者・管理職の意識行動改革）

企業経営者等の意識変革

企業において仕事と生活の調和を推進するためには、経営者及び管理職等の更なる意識改革に加えて、その推進に向けて制度の見直し等の企業による自主的な取組が不可欠である。そのため、経済団体等との共催により、経営者及び管理職等を対象にセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性を啓発するとともに、具体的な取組を進めるためのノウハウや好事例等を提供している。

イクボスや子育てを尊重するような企業文化の醸成

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施し、ロールモデルとして普及させることで、職場環境の整備を促進している。

また、部下の仕事と育児の両立を支援し、かつ、業務効率を上げるなどの工夫をしている上司「イクボス」を表彰する「イクボスアワード」を実施するなど、人事労務管理や業務改善の好事例の普及を進めている。

さらに、子が出生して8週間以内に男性が育児のための休みを取ることを勧奨し、男性の育児参画を促すため、男性の育児休業取得に向けた様々な情報を更新したハンドブックの配布や、企業・労働者向け動画の公開を行っている。

（企業の両立支援の取組の「見える化」）

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進等

・一般事業主行動計画

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

同法に基づき、従業員数101人以上の企業に「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務付けられている。このため、都道府県労働局が中心となり、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出を促進した結果、2020年12月末現在、従業員数101人以上の企業の届出率は97.7%となった。引き続き、行動計画の策定・届出の一層の促進に取り組んでいる。また、2021年2月、行動計画策定指針について、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するとともに、子の看護休暇の時間単位での取得が可能となったことも踏まえ、所要の改正を行った（2021年4月1日適用）。

なお、適切な「行動計画」を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、厚生労働大臣の認定を受けると認定マーク（愛称：「くるみん」）を使用することができる。また、「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の両立支援の取組を行い、一定の要件を満たした企業は特例認定を受け、特例認定マーク（愛称：「プラチナくるみん」）を使用することができる。（第2-2-1図）

この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を周知している。

第2-2-1図 認定マーク「くるみん」



【参考：2020年12月末現在】

○一般事業主行動計画策定届出状況

規模計	94,367社
101人以上企業	47,853社（届出率97.7%）
301人以上企業	16,763社（届出率98.2%）
101人以上300人以下企業	31,090社（届出率97.4%）

○認定企業 3,496社（うち特例認定企業416社）

資料：厚生労働省資料

・仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト 両立支援のひろば

インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる「両立指標」や、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト 両立支援のひろば¹」の運用を通じて、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の促進や好事例の周知・啓発を図っている。

・新・ダイバーシティ経営企業100選

仕事と家庭が両立できる職場環境作りの後押しとして、経済産業省では、女性を含め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果をあげている企

業を「新・ダイバーシティ経営企業100選²」として表彰し、ダイバーシティ経営のすそ野の拡大を図っている。2020年度は、14社（大企業9社、中小企業5社）を表彰した。また、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン³」（2018年6月改定）を踏まえ、中長期的な視点でダイバーシティ経営を推進し、特に先駆的な取組を行っている企業を選定する「100選プライム」として、2社を選定した。

・イクメン企業アワード

厚生労働省では、2013年度より男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施しており、2020年度はグランプリ2社、奨励賞1社、理解促進賞1社、特別賞2社を表彰した。また、表彰企業の事例集を作成・配布す

1 <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>2 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen/index.html>3 <https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180608001/20180608001.html>

るとともに公式サイト¹で公開し、他企業のロールモデルとして普及させることで、企業における仕事と育児の両立支援を推進している。

・なでしこ銘柄

女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業に対する投資家の関心を一層高め、各社の取組を加速化していくことを目的に、2012年度から経済産業省と東京証券取引所が共同して、「なでしこ銘柄²」を選定・発表している。2020年度は、「なでしこ銘柄」を45社、「準なでしこ」を19社選定した。さらに、女性活躍推進に積極的に取り組んでいることを対外的にアピールできる仕組みとして「なでしこチャレンジ企業」リストを作成した。

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進) (再掲)

企業等による事業所内保育施設等の設置の促進 (再掲)

第1章 第1節 3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備 (企業等による事業所内保育施設等の設置の促進) 企業等による事業所内保育施設等の設置の促進 を参照のこと。

(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

入札手続等におけるインセンティブの付与

社会全体でワーク・ライフ・バランス等の

実現に向けた取組を進めるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。) 第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(2016年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、国及び独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う際に、「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を2016年度から実施している。2020年6月1日に「プラチナえるぼし」の認定制度が創設されたことを踏まえ、「プラチナえるぼし」認定を取得した企業についても加点評価する取組を実施している。また、努力義務となっている地方公共団体の調達での国に準じた取組に加え、民間企業等の調達においても国と同様の取組が進むよう働き掛けを行っている。

女性就業率の上昇傾向等に伴う保育の需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて子育て環境を整備する観点から、「くるみん」認定を活用し、2021年10月1日から2027年3月31日までの間、従業員の育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対して助成金(企業当たり50万円)を支給する制度を創設することとし、所要の措置を講ずるため、2021年通常国会(第204回国会)に「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を提出した。

1 <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

2 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>